

眞智上人時代の高田派と本願寺

牧野信之助

寛正六年高田専修寺の第十世眞慧上人が、累代の根據地を下野より伊勢に移轉したりしは、寺運の發展に一新時期を劃することもとより論なかるべし。

既に顯智専空以來高田派布教の教線は漸く關東より西上して東海北陸に進みしが、更に此移轉の舉を斷行し、又近江坂本の妙林院並びに京都桂西庄の支坊を前線として、畿甸の地に本願寺と對峙の形勢を爲せり。かくして近畿の地はこの新根據

地の安全を期するに足る教徒と外護者とに不足せざりしと雖、高田派としては當時猶他に二大勢力の中心地を有したりき。一は三河地方にして、他は加賀越前の地方之なりとす。三河は既に早く親

戀歸洛の際、桑子の柳堂に滞在して勸化し、建長中には顯智上人教化の地たり、同國上宮寺の古記録に、三河より高田へ參るひとくの事を叙してその盛況を示すものあり相傳ふ、顯智また越前に留錫せしことありと。上宮寺古記録に、越前大野専光寺、顯智に具して下野に詣れることあるはその所縁となすべきものゝ如し。専空相次で顯智の跡を巡錫し、殊に越前にありては熊坂の地に道場を設けたりとの説あり。

其後五世、時運至らずして、教化聞ゆるものなかりしが、眞慧に至りて、此等所縁の地は第一にその留錫する所となれり。眞慧の大野郡折立稱名寺に宛てたる書狀に、就在國種々之煩等干今忝候、

仍眞俗之時宜不斷床敷斗、次佛殿如形令修造候、定而可被存大慶候、將亦奉加日借錢無候、かし□
 □之方へ可被濟、而北庄へ宰府上候恐々謹言。二月廿八日とありて、在國中の委曲を盡くしたり。稱名寺は即ち仁治二年顯智の弟子西念の開創に係り、高田派所屬最古の寺院に列するものなり。

伊勢と高田派との所縁も既に顯智の時にあり。當時三日市勸化の中心地たりしと云ふ。眞慧の來化に際しては歸隨の僧俗頗る多く、遂に本寺移轉の英斷をも見るに至れり。但し當時にありては、高田派の事情は早くより近畿を中心とする本願寺が、東海北陸の勢力地を制禦したるが如く、伊勢を中心として東海北陸の地に對するを得たるや否や頗る疑問なり。その新中心地は專修寺として、尤も有利の位地を占むるものなりしと雖、他の二地方も決して教徒、寺院の數相下るものにあらず而して伊勢の地は舊縁の點のみよりすれば、寧ろ

他の二地方に如かざるなり。かくして伊勢にありては眞慧の直參殊に多く、之に對して加越尾參にありては、顯智以來の門末僧侶隱然として一團をなすあり。伊勢に於ける舊派と合して相對峙するの形勢に至れり、故に一朝何等かの闕陥を見出すに至らんか、この二大勢力地の融和は遂に保すべからざるに至るべし。果然この破綻は眞慧の法嗣問題によりて暴露せられたり。

文龜二年八月眞慧、住持職をその法嗣應眞に譲りて退隱す。應眞は諸書或は傳へて富樫政親の遺子なりとなせり。即ち惠琳の專修寺記等によれば政親一揆の亂に敗死するや、その妻逃れて眞慧に再樵し、携ふるところの遺子、眞慧の子養するところとなれりと云ふ。越前法雲寺系圖には、眞慧の子二人を擧げ、女子眞智妻男子應眞となし、附記して「應眞の事加賀國トカシノナニカシト縁類

富樫次郎

ナルナリ」となせり。又同寺文書に應眞、富樫次郎に充て、その退隱を報じ、後住を公家に求むべきを望める狀あり。此等を以てすれば、應眞が政親の遺子なりしや否やは別として、その俗縁に加賀國在住の富樫次郎と云へるものありし事實を示すものなり。

應眞住職たりし後九年、眞慧示寂の前一年、永正八年に至りて眞慧兼て皇室に奏請し、皇子一人を附弟たらしむの勅許を蒙らんとしたりしもの、漸くその目的を達したりき。後柏原天皇の第二皇子常盤井宮眞智上人即ち之なり。

眞慧の皇親を入室せしめたる目的は何れにありや、或は當時北陸の地多事なりしかば應眞をしてこれが經營に當らしめ、別に一附弟を奏請せしなりと推論せるものあり。これに反して應眞武門に縁因して佛事を好まざりしかば、之に代ふるに宮門跡を以てせりとすものあり。この後兩派互に

相争ひしを以て、一方の言もとより徴すべからずと雖、少くとも眞慧の意、皇室に縁因して派門の榮譽となさんとせるは蓋し想像に難からざるなり。常盤井宮入室前二日なる永正八年六月十四日、眞慧書を入洛中たりし三河國明眼寺に送りて、これが委曲を盡せるものあり。その一節に曰はく、仍而於本寺于今付弟之義無之候、然間 持明院殿様の御連子壹人申請候て、其儀相定申候、此十六日御入室候、幸之事候間、逗留候て可有對面候、專修寺文書と、その懇望と喜悅の情言外に溢るゝを見るべし。既に住持職たりし應眞が果して眞慧の遺志を紹介いで、一大革新の後と北國多事の間とに處して之を徳化するの高風と手腕とを備へたりしや否や。大永六年即ち眞慧の寂後十五年のことなれども、應眞事を以て山門の激怒を買ひ、その指彈を受けたることあり。文中頗るその所行を痛罵したるを見る。長文に失すれども、左に抄出せん。

太永六年九月三日山門本院東谷彼岸所集會議曰

可早被相觸高田專修寺門弟中事

夫以三尊來迎月光遙照五逆十惡暗九品蓮臺華句親獲五障六欲袂矣抑野州高田門派之濫觴者粟法然眞露之余流與一向專修之願行然則汲流尋源道理熟解而成當山當院之未寺其芳契既年舊厥源者依當谷有緣之故調之訖習之歟山科之門聚者成西塔院之未寺彼者當時繁昌此者近來衰微其謂者併當住持應眞依爲無器量也是放於都鄙之間每々失面目招人嘲刺先度如相觸去正月在所之俗輩與喧嘩之事非指題目庭種々廻非分之調法或忘年來親近之厚恩或不顧本嶽主等之憚恣慕無益之野心其々第前代未聞之所行也誰不存憐愍則亦敵人致報罪仍忽師迷惑住房令燒失頗蒙耻辱我慢果而自身之怨敵者乎如今者一流之斷絶遮眼屋也所證早於應眞者隱居者眞惠法印造命之儀在之者可守其旨何於孫子之間相定住持之仁鉢爲門中可有本未穩便之興行其沙汰更不可及遲意之旨衆議如斯

學頭代(花押)

○法雲
寺文書

嘗ては眞慧山上に天親の往生論を講説する事一
七日山徒より阿彌陀の像を贈られし光景と何れぞ
や。之を以て察するに、應眞は決して有徳器量の

仁にあらず、眞慧の意或は眞智を以て住持職に擬するの念慮ありしやも知れざるなり。但し八歳の宮入室の後一年にして示寂したるを以て、法雲寺系圖に傳ふるが如く、「御坊並御寶物コトトク(眞智)ニ讓リタテマツリテ、勢州へ隱居シテ號无量壽寺」と云へるは信すべからざるなり。殊に无量壽寺即ち專修寺遷居のことは遙かに年代を過てり。然りと雖、眞慧多年懇請の結果、入室の附弟なれば、相待すること僅かに一年なりと雖、眞智に對する愛撫の念甚だ篤きものありて、専空作道士勝負記或は淨土論註見聞の如き、一山重要な書多く之に附託せられたるを見る。

眞智入室の眞意が何れにありしにせよ、永正九年十月眞慧の示寂は問題を未解決の儘にして殘せり。惠琳の專修寺記によれば、當時應眞京都一條柳原にあり、眞智は一身田にあり、喪に會して應

眞その徒と伊勢に電行し、伴つて眞慧の遺骸を奪ひ、坂本に葬れりとなせり。かゝる傳奇的の記事もどより信偽を保し難し。但し應眞はその居、例へ京都にありしにせよ正しく文龜二年を以て第十一世の住持職を承繼し、同年八月廿七日には後柏原天皇より住職たるべき旨の綸旨を賜へることなれば、眞慧の示寂如何はその住持職に對しては些の影響を及ぼすものにあらざるなり。況んや眞智は入室後僅かに一年のことにして、表面上何等住持職に對する權能を與へられたることあらざるに於てをや。かくの如くにして住持職の位置は、異同を見るものにあらざりしも、眞慧の死は遂に曖昧裡に過されたる未了の問題を解決せずんば止まざる勢となれり。世或は眞慧寂後の二者互に法嗣を推譲せりと傳ふるものなきにあらざるも、之れ稚郎子皇子の故事を擬せんとするもの、殊に伊勢に於ける眞慧直參の僧侶所謂小坊主分と、眞慧以

前主として顯智によりて法義の弘通を得たる大坊主分とは、兼ねて反目せる間柄なりしかば、こゝに衝突の導火線を得て破裂し、應眞小坊主分の擁するところとなり、眞智大坊主分の奉ずるところとなれり。此時應眞は既に二十三歳なりしも、眞智に至りては僅かに九歳なり、到底自ら職を争ふの年齒にあらざるなり、永正九年十一月廿四日の眞智住持職免許の綸旨は大坊主分の運動が先づその成功を示したり。法雲寺文書 小坊主分豈手を空しうして過さんや。翌十年二月廿三日の綸旨は專修寺文書 應眞をして「如元可爲正統」由を執達せしめたり。專修寺文書 然るに大坊主分更らに奏して同年十二月廿六日所謂棄破の綸旨を賜はり、法雲寺文書 且つ紫衣を勅許せられたりき。法雲寺文書 「宮様爲高田御住御下向」を祝して庄園を寄するものあり。法雲寺文書 而して又相遅るゝ九年大永元年六月廿七日應眞に對して再度の綸旨を賜ふと云ふ。

斯くの如き綸旨の強請は偶以て兩派の争ひの醜體を曝露する證左たり。但し綸旨の示すところを以てすれば、或期間眞智の専修寺の住持職を繼承したることは明白に是認せざるべからず。然も概言すれば、大坊主分の勢力は漸次失墜せるもの、如く、永正十六年には應眞遂に一身田に入り、眞智之を避けて大別保に入り、三河に抵り、更らに越前に移れり。應眞は大永元年更らに住持職の綸旨を得たりと雖、眞智側には之に對して争へる證左を見ざるなり。

眞智擁立の大坊主分は三河に明眼寺滿性寺の二坊、越前に勝鬚寺専光寺西光寺専西寺の四坊をその主盟とす。三河は暫く別として、當時越前に於ける高田派の勢力を見るに、顯智以來その地に所縁を結べるは既に云へり、然しながら本願寺も同時に勢力の樹立に盡瘁すること之に劣るものにあ

らず。覺如の時この地に巡錫し、其後綽如、存如亦布教を重ね、蓮如に至りては吉崎山に駐るもの五年の長きに亘り、遂に抜くべからざる一大勢力と化せしめたり。その後久しからずして加賀に富樫氏一族の内訌あり、本願寺専修寺の兩徒一揆を作りて各之に加擔し、遂に長享二年富樫政親の滅亡となれり。高田と本願寺との兩派が富樫の兩黨に對する關係は、頗る明確を缺ぐと雖、泰高の勝利は本願寺徒の勢力を増大し、遂に加賀一國をしてその徒の專權に委せしむるの備を作れり。而して越前にありても、蓮如樹立の潛勢力は頗る強固にして超勝寺その他の諸大寺之に呼應するもの多く、高田派の存在は一派の中心地たりしとは云へ決して之に對抗するを得ざりしなり。然るに今や眞智擁立の徒根據を越前に求めたる理由は他なしこの本願寺一揆の掃蕩に殆ど全力を瘁したる國主の保護を恃みたること之なりとす。

文明中一乘に城きたる敏景は蓮如に對して吉崎の地を與へたりと傳へらる。このこと猶明確ならずと雖、吉崎の退去が朝倉氏との爭論に關するものあれば、本願寺に對する關係は文明に始まるを知るべし。爾來殆ど一百年、敏景五世の孫義景、本願寺と講和せるに至るまで、朝倉氏は常に本願寺徒の掃蕩に盡瘁し、北手取川より九頭龍川に至る線内の賀越の國境は互に爭奪の地點となれり。

この間に於て、高田派は如導系の三門徒派と合し朝倉氏の命を奉じて之に對峙したり。これを以てすれば、眞智が大坊主分に擁せられて越前に來りしもの、必ずしも理由なきにあらざるなり。況んや高田派の久しき因縁の地なるに於てをや。

眞智の越前に徙りし歳次明確ならず。但し朝倉氏との交渉は孝景の時にあり、これより先き、永正十七年九月孝景、應眞の住持職たるを認め乍ら眞智の徒と相交歡するもの頗る深かりしもの、如

し。即ち眞智の伊勢を出で、三河明眼寺に入るや孝景に無文黒毛の馬一頭を贈り、次で鹿毛の駿馬を贈りてその歡心を買へることあり、孝景よりて緞子香爐堆紅盆等を貽りて之に答へたりき。

法雲寺文

書專修寺側の傳ふるところによりて見れば、大永二年に至り、兩派和議を交渉して、應眞、眞智と師弟の契約をなし、大坊主分は誓書を小坊主分の尊乘坊に交附したりと云ふ。斯くの如くにして多年の紛争終結すれば、獨り高田派のみの幸福に止まらざりしなるべしと雖、天文六年五月應眞寂し、堯慧飛鳥井家より入りて後嗣たるに及び、對眞智との關係は一層錯雜するに至れり。法雲寺文書によるに天文八年六月十三日幕府の執達狀には、御料所伊勢國一身田内無量寺住職事、數年被存知之云々、彌寺住不可有相違之上者、可被專寺宗興隆勸行之由所被仰付也、とありて宛名は當寺住持眞智上人雜掌とあり、更らに天文十二年三月五日の

執達狀には、伊勢國一身田内無量寺住持職事任去天文八年六月十三日奉書之旨彌可被存知之由、を仰せて住持職たることの保證を確實にしたり。もとより戰國の亂脈に際し、政令の出づること一途ならざるは言を俟たざれども、大坊主分の勢力が未だ失墜せざりしを證するものなり。

當時眞智の居所明瞭ならざれども、或は以上兩文書の示すが如く、再び一身田に寄寓せしやも知るべからず。堯慧は坂本妙林院にあり。法雲寺文書に左の一通を收む。

安濃郡眞栗兩郡御門中坂本に出仕候者可致成敗之由可得御意
候恐惶謹言

天文十 九月十八日 植藤(花押)

無量寺參御同宿中

植藤は長野氏伊勢安濃庵藝地方を領せし豪族にして、早くより専修寺に關係あり、是時書を發して安濃郡並びに栗真兩郡栗は近江栗太郡カの門徒をして坂本に出入を禁じたるなり、原文書包紙には題して應

眞へ歸依致間敷之御書とあれども、時代相合せざるを以て堯慧に充つべきなり。

眞智と朝倉氏との關係は上述せるが如く、孝景の時より既に察接なるものありしと雖、當時果して越前に來住するに至りしや否やは未だ明確ならず。その來りて一寺建立の意向を示せるは、義景の時代となすべきもの、如し。義景書を専修寺同宿中に與へて、一寺建立につき屋敷一所を寄進し證文に裏封を訖へたる旨の書狀法雲寺文書にあり。日附九月十六日として年次不詳なれども、恐らく永祿の初年なるべきか。永祿元年國人國永吉勝眞知に宛て、河口庄兵庫郷の地を寄進せし書狀二通傍證となすべきなり。又義景の代官景連以下四月十三日附の書狀によれば、朝倉氏は明らかに専修寺に對して好意を表し、同寺の門弟直參の輩内々他門へ出入するを禁じ違背なからしめたるなり

但し朝倉氏の封内は永祿以降殆ど一國を擧げて戦亂の區となし、天正元年遂に滅亡せり。その後朝倉の重臣にして信長に降りし前波長俊假りに一國のことを視たりしが、書を專修寺に宛て、その末寺門弟先規之旨を奉じて馳走すべく違犯あらば交名を註して注進すべきを言へり。專修寺と宛名せるは勿論越前在住の眞智御坊たるべきなり。坂井郡熊坂地方の所傳には天正元年寺基移轉建設あり、或は然らん。長俊信長の代官たるもの半歳ならずして越前一國は加越能三國と共に本願寺の派するところの下間頼照を頭首とせる一揆の爲めに掠奪せられたり。信長近畿多事なりしと雖、傍觀するを許さず。再攻して之が處置をなさざるべからざる立場にあり。又信長としてはこれより先き元龜元年石山本願寺と兵火相見ゆるに至りたれば北方の一揆征伐は北國經略に加ふるに本願寺の大なる枝葉を戢るべき二重の大目的を有するに至れ

るものなり。この時高田派の立場果して如何、堯慧派の消息は暫く之を措く、眞智及び相應呼せる越前三河の門徒にありては内訌の如何を別として、起て信長に應じ本願寺を敵となせること、朝倉氏の時代とその態度を同じうせり。換言すれば、眞智派にありては堯慧派と交渉を絶ちて本願寺を目標となすべからざる事情に至れるなり。即ち朝倉氏が永祿の末年本願寺顯如と和親を通せしより、その滅亡に至りし期間に於ける眞智側の態度は不明なりと雖、その他を通じては常に有力なる武將と因縁して本願寺を敵としたるを看取すべきなり。信長の大舉來攻は種々の事情より延引せられ、天正三年八月に至りしと雖、而もその計畫は既に早く之に先だつ一年、天正二年を以て充分に熟したるもの、如く、信長黒印狀を出して專修寺を始め朝倉孫三郎以下七名に充て、越州出馬之刻可抽忠節之由尤神妙候、依忠節知行方如望可宛行旨を

以てせるあり、法雲寺 同時に羽柴秀吉狀して信長
出馬之刻忠節あるべき由を喜び、恩賞の知行は菅
谷長行を以て馳走せしむべき由を云へり法雲寺 長
行も亦生命を承けて、今度被仰越通則申試候處、
令承諾候彌入眼可爲簡要之旨候法雲寺 と述べたり
眞智は別に、信長に鼓の革を贈りその歡心を買へ
るあり、法雲寺 猶本願寺配下以外の有力なる徒黨
に對しては、極力同心すべきを令せしこと、同年
六月諸給人日蓮門徒三門徒に充て今度馬出刻於忠
之輩者、雖爲一揆等其罪免、本知勿論、依其身働新
知可充行とあるによりてその對本願寺策の如何に
注意を拂ひしものなるやを知るに足るなり。誠照寺
三年八月、大兵來りて一揆の徒を屠り、本願寺配
下の諸大寺を燒盡するや、果然信長の策略その圖
に中り專修寺徒を初めとして三門徒その他の黨之
に應じ、朝倉氏の遺壘を固守したる本願寺黨は殆
ど國內を一掃せられたり。顯如遙に石山より書を

飛して其國佛法破滅之時粉骨の肝要を絶叫したり
と雖尊光寺 首領下間頼照の首級は、十月遂に高田
派黒目稱名寺の配下によりて擧げられ、こゝに全
く恐怖時代の幕を閉ぢたり。既にして信長西上し
柴田勝家北國の鎮將として北ノ庄に止るや、戦後
の經營は着々として行はれたり。就中一揆の處分
に關しては、國內に於てこそ本願寺黨の敗亡を見
たれども、加越能は未だその機に達せず、加之國內
の餘蘖密に大坂に内通するものあり、信長頗る困
却の色あり。茲に於てか勝家の期するところ專修
寺派の保護に傾けるは、一は止むを得ざるの策に
出でたるなり。而して當時國內の高田派に出した
る文書概して高田專修寺とあり、これ全く眞智の
寺坊を指すものにして、堯慧の配下にあらず、勿
論當時にありても、舊小坊主分たる專修寺系統の
存在を認め難きにあらざれども信長來攻以來は殊
に眞智側に屬したりと見て大過なきものゝ如し。

專修寺門徒に對する還住令は八月廿五日早くも信長の部將菅谷長行の手によりて發せられたり。而してその宛名熊坂下方惣中とあり法雲寺即ち坂井郡熊坂郷の一部を指すものにして、眞智の根拠を明記せるものゝ初見とす。續いて九月信長朱印を以て禁制三ヶ條を出せるものに高田門徒境内熊坂郷の宛名あり法雲寺境内は蓋し眞智寺坊の區域を明記せるものなり。又同月五日重ねて菅谷長行の書狀を以て、同門徒の戰亂に會して所在に散亂せしものを還住せしめ法雲寺或は勝家の旨を以て三ヶへ打越すべきを許し、併せて屋敷地を與ふべきを約したり法雲寺三ヶは北ノ庄三ヶの謂にして勝家新に築城して新市場を經營したる今の福井市の地なりとす、その十月には一揆の敗竄者猶徘徊の疑あるを以て、頼照の伏誅を機會として、坂井郡濱四郷四ヶ村の高田派門徒に命じ、武具を準備

して殘黨を獲得せん事を令したり。稱明寺又一揆の徒をして強て改宗せしめたるもの多し。例へば同年十二月大野郡佐良谷村以下六ヶ村の惣代連署して、代官金森氏に誓書を致したるものに左の文言あり、當村之儀本願寺門徒に付て雖可被成御敗候、高田三ヶ寺に御門徒被仰付候、忝存候、然者向後いかやうにも寺役可相働候、萬一違亂存分申候者、急度可成御成敗候、仍如件稱明寺文中高田三ヶ寺は恐らく稱明寺及び坂井郡稱明寺並びに眞宗寺を指せるものならん。

天正四年に至り、その五月勝家並びにその部將佐久間成政の眞智に致せる書狀によれば、高田門徒は大坂と各別の旨を認め、門家中男女を論せず押判すべき由を言へり。法雲寺又在々所々のものに任せずして大坂門徒たりしもの、專修寺に新歸參せるものに對して書を與へ、爾來他門へ合力の義を嚴禁したるあり。稱明寺而してこの年二月

十七日勝家專修寺建立についての條々を發布し、中の諸役免除と奉公人に對する無禮狼籍の禁と門徒寄進の竹木採集に對して違亂あるべからざるを令したり。法雲寺文書 熊坂に於ける眞智の本坊はこの時を以て恐らくかゝる特別の保護の下に莊嚴なる再建工事を構營したりしならん、猶三月十日を以て門家中に致せる制狀によれば、熊坂、篠岡、田中、横川、籠尾、女谷、瀧村、宮谷、柿原、新郷、權現堂、樂園すべて坂井郡にありの諸村を列記し、包紙に熊坂高田專修寺就建立、在々門徒違背不可在之由御成敗、勝家御墨印一通と認めたるを見る。此等の諸村落は最も熊坂の本坊に對して密接なる關係を有する地方なるを察知すべし。而してこれやがて熊坂本坊の成立に對する最も確實なる勢力圏を示すものと解すべきなり、慶長前後の寺屋敷覺によれば壹町余熊坂とあり、明治に至りて漸く原野百二十歩を餘し、今猶殘礎の點々たるを觀る。

勝家秀吉の爲めに滅亡するや、丹羽長秀代はりて越前に治し、その子長重に至りしが、この間先規歴然たるものあるを以てすべて異儀なきを規せられたりと雖、秀吉の宗教政策は信長と相違するもの多く眞智の位置は決して勝家當時の如きものにあらず。加之天正七年眞智職をその子眞空に譲りしと雖羸弱の仁法雲寺所傳系圖既に病者ニテ腹フトクナリ、行歩モ正シカラザレバ、自ツカラ公義モセザルユエニ、續ヒテ繪旨モ申ウケズトナリと傳へたるを以て、寺運の發展遂に期すべからず。天正十三年七月四日、眞智示寂し、又十四年五月廿日眞空の遷化を見るに至り、勢力遂に復すべからざるなり。但しその子養するところ眞能あり、その子に眞教あり、三河越前の門徒に擁せられて江戸幕府に對し、熊坂專修寺の正統を主張したりしも、時期既に遅し、寛文三年遂に最後の判決を興へられ、眞教父子の流配と寺院の破卻を以て漸

く紛争の解決を見たりき。今丹生郡大味浦法雲寺は實にその遺藁真觀に出づるなり。

斯くの如くにして、眞智の時代は恰もその避難所たる越前は偶々本願寺と相容れざる諸侯の治するものありてその立脚點を見出すこと割合に容易なりしと雖、亂世を送りて平和の時代を迎ふるに當りては、外護の勢力にのみ依頼したるものは危く、一時の壓迫に心ならざる雌伏を敢へてしたる本願寺派は門徒先づ所在に頭を擡げて寺院之を激勵し、一夜に數百一月に數千基年ならずして天正初年の勢力を奪取せり。此等の事實は天正八年石山開城に至る間、勝家の看視嚴重を極めたる時期に於て、猶籠城の物資を運び、或は馳せて佛門に倒れたるもの少々にあらず、宗主自ら或は名號の大薙を與へて、佛祖の加護を謝し淺田文書之を激勵したるなど西念寺文書の事蹟は佛徒としての所業の如何を別問題として、その本末の關係を疆固にしたる

主要なる原因とすべきなり。

既にして本願寺にありても、天正八年石山の開城に際し、顯如の長子教如議合せずして孤立し、次で准如との間に東西分立の端を啓くに至り、恰も専修寺の兩黨對立の舊態を繰り返へしたりしが、各々の地盤の奪取と固定とは全力を擧げて之を失ふなからしめたり。今越前一國を以て類推するも、所在由緒の寺院にして、天正以降慶長に亘り、教如・准如の何れかが染筆せる書狀を有せざるなく、而もその文言句々眞情を吐露して、門末を奮起せしめざれば止まざるの概あるなり。今一例として擧ぐるに、坂井郡吉崎願慶寺藏するところの教如書狀を以てせん。歳次を附せざれども文意より推して、天正八年教如石山脱出前約一ヶ月のものに係るなり。

急度染筆候、今度當寺既可相果之處、以用覺僣無異儀相踏候、然處雜賀より御書再以夫節當寺之儀不可有馳走の旨圖々

在々所々へ被仰越之由候、此條御供之輩今度は無事被張行、
副信長へ以一味同心之内存の様に相成、當家破滅の遺意共あ
さましく歎入候、就其是非共當寺相拘締算三會之暇までも、
聖人の一流退轉なきやうにこの憶念、又は遊如上人已來數代
の本寺を此度法敵に可相渡事無念之條如此候、然ば佛法再興
たるべき時は、雜賀にも運々可有御納得候歟、此刻諸國門徒
之輩、甲一味同心に當寺相つゞき候條に馳走候は、聖人へ
報謝併可爲満足候、兼又今度直參に可思召之旨被仰出候、或
は望申置有之由不可然候、又門徒を他の坊主に可被仰付候由
假令思召より又は俟望難被仰付候、重て自是可申付候條可得
共意事肝要候、就中彌信心決定有て佛恩報謝の稱名念佛油斷
あるへからず、猶、佛法の一儀可有崇敬事肝要候、萬端たの
み入計候、猶按察法橋可申候、穴賢

七月二日

教如花押

これを要するに眞智の獲得したる地盤は決して
所縁なきものにあらず、諸侯の外護殊に篤きを以
てして、惜むらくは常に受動的にして、進で人心
を收縮するの方策を忘れたるものゝ如し。これ一

朝にして根據を奪取せられたる原因たるべきか、
殊に諸侯の禁制を待ちて、寺門の安定を期したる
事大思想は、天正十八年中秀吉の朱印を獲んとし
て辛うじて石田三成に倚頼しその目的を達せんと
したるにも徴せらる、當時の言上書の一節に、北
條御敵申さるゝに付て關東諸家中奥州迄御朱印な
され、御意として石田殿仰付候間、路次不合期た
りしと雖、身命をかへり見ず、つゞかなく罷下相
届申候、此上は右に石田殿御墨付をもつて御約束
候間、御訴訟可申上と存、在京仕候處に、今度奥
州へ御陣立に付て遅候、迷惑に存候、念々御慈悲
をもつて御礼明なされ、有様に被仰付、御朱印な
し下され候へば忝可奉存候。法雲寺
文書と云へるは、
又以て諸侯の一顧を重大視せる状を見るに足るべ
し。

但しさればとて到底その時代を離れて史實を解
せんとするは難し。一朱印の威嚴を有したりしこ

ともどもより論なかるべし。然れども力は時代の如
脈遂に振はざりしもの、所詮は力の足らざりしに
何を問はずしてその結果を左右すべし。眞智の法
あるべきか否か。

戦争地理學に與へたる世界戦争の教訓

理學博士 小川 琢 治

開戦以來五年に互つて尙前途如何に成り行くか
全く見當のつかぬ今回の世界戦争は眞に世界的の
もので、クリーシーの世界十五決戦史に記載され
たものゝ如きは之に比して眞の兇戯に過ぎぬ。其
の交戦の範圍が歐洲を中心として五洲の海陸に廣
がつて、獨逸の海軍がキールに封鎖された今日に
至つても、其の潜航艇の活動によつて思ひ懸けぬ
印度洋の海上で我が常陸丸が毒牙に觸れた様な事
件すら起りつゝある。又た本年に至つてスラブ民
族の諸國は獨逸軍に捲り立てられて露國の大都市
皆其手に落ちんとする危機に瀕して來た。英國歴
史家にして地理家たるマツキンダー氏が露國の世
界的位置を論じて世界の樞軸ピエナットと呼んだ、其の場處
は今や獨逸の占むる所とならんとし、従つて今後
戦争が繼續する場合に此の樞軸から東方に來侵す
べき敵國の勢力の波動が那邊まで波及するか、戰
争の中心から遠隔の我が東洋すら不安の念を起す
ことになつた。メソポタミア波斯並に印度は更に
近く、又た獨逸の對英敵愾心からも此等の方面の
作戦が必ず陰に陽に種々に試みられる筈である。
從來の戦争地理學の問題として取扱はれた所は
今回の戦争の光輝によつて餘りに狹隘な局部的專